

印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見（論点整理）【新旧対照表】

赤：委員意見 緑：複数者からの意見 青：市長意見 黒：事務局意見

※旧は、令和5年度第14回千葉県環境影響評価委員会資料（令和6年1月26日開催）。下線部は、変更箇所。

準備書該当ページ	新	旧
2, 7, 21	<p>1 事業特性、地域特性</p> <p>(1) 事業特性</p> <p>ア 本事業は、印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）が、印西市、白井市、栄町で発生する一般廃棄物の処理を行っている印西クリーンセンターの老朽化に伴い、別の場所（佐倉市及び八千代市境に近い印西市南部）に代替施設として、廃棄物焼却施設及び粗大・不燃ごみ等を処理するリサイクル施設（以下「本計画施設」という。）を新たに設置する都市計画事業である。</p> <p>【答申前文】</p>	<p>1 事業特性、地域特性</p> <p>(1) 事業特性</p> <p>ア 本事業は、印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）が、印西市、白井市、栄町で発生する一般廃棄物の処理を行っている印西クリーンセンターの老朽化に伴い、別の場所（佐倉市及び八千代市境に近い印西市南部）に代替施設として、廃棄物焼却施設及び粗大・不燃ごみ等を処理するリサイクル施設（以下「本計画施設」という。）を新たに設置する都市計画事業である。</p>
7	<p>イ 廃棄物焼却施設は、ストーカ方式を採用し、1日当たりの処理能力は156トン（78トン×2炉）である。</p> <p>【答申前文】</p>	<p>イ 廃棄物焼却施設は、ストーカ方式を採用し、1日当たりの処理能力は156トン（78トン×2炉）である。</p>
21, 27, 155, 370	<p>(2) 地域特性</p> <p>ア 都市計画対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されている印旛沼流域にあり、プラント排水及び生活排水</p>	<p>(2) 地域特性</p> <p>ア 都市計画対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されている印旛沼流域にあり、プラント排水及び生活排水</p>

準備書該当ページ	新	旧
6 136～139 166～177 33, 34	<p>は下水道放流により系外に排出せず、雨水排水のみを印旛沼流域内の神崎川に排出する。【答申前文】</p> <p>イ 事業区域は、山林及び畑地等に囲まれた台地上に位置し、西側には谷津田が存在しており、市街化調整区域に当たる。【答申前文】</p> <p>ウ <u>事業区域の南側約1キロメートルの水辺には、主要な眺望点であり、人と自然との触れ合いの活動の場でもある、新川千本桜及び印旛沼自転車道等が存在する。</u>【答申前文】</p> <p>エ 事業区域の周辺には、印西市松崎地区や吉田地区の集落が存在し、大気質、騒音及び悪臭等について周辺環境への十分な配慮が必要である。【答申前文】 (住宅：松崎地区約350m、吉田地区約400m)</p> <p>オ 事業区域に隣接する地域には、組合による搬入道路及び多機能な複合施設のほか、本計画施設と同時期の供用開始を目指す、他の事業者による複数の外部施設の整備が計画されており、事業区域内やその周辺に存在する山林の消失等による植物、動物及び生態系への影響が懸念される。【答申前文】</p>	<p>は下水道放流により系外に排出せず、雨水排水のみを印旛沼流域内の神崎川に排出する。</p> <p>イ 事業区域は、山林及び畑地等に囲まれた台地上に位置し、西側には谷津田が存在しており、市街化調整区域に当たる。</p> <p style="text-align: center;">＜新規追加＞</p> <p>ウ 事業区域の周辺には、印西市松崎地区や吉田地区の集落が存在し、大気質、騒音及び悪臭等について周辺環境への十分な配慮が必要である。 (住宅：松崎地区約350m、吉田地区約400m)</p> <p>エ 事業区域に隣接する地域には、組合による搬入道路及び多機能な複合施設のほか、本計画施設と同時期の供用開始を目指す、他の事業者による複数の外部施設の整備が計画されており、事業区域内やその周辺に存在する山林の消失等による植物、動物及び生態系への影響が懸念される。</p>

準備書該当ページ	新	旧
<p>該当ページなし</p> <p>17, 318, 319, 324</p> <p>345</p> <p>34, 403</p>	<p>2 全般事項</p> <p>事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最良の技術を導入することにより、環境影響をできる限り回避又は低減すること。[八千代市及び事務局]【答申】</p> <p>3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法と結果</p> <p>(1) 大気質</p> <p>ア 施設の稼働に係る排出ガスの<u>予測条件</u>について、事業区域は、事業区域周辺より5メートル掘り下げる計画とされているが、有効煙突高の設定の基本となる地盤面の設定方法が不明であることから、評価書に記載すること。【指導】</p> <p>イ <u>短期高濃度予測における接地逆転層非貫通時（高層建築物）に係る寄与濃度の予測結果</u>について、予測に用いた<u>接地逆転層高度及びその設定根拠が明らかに</u>されておらず、結果の妥当性が判断できないことから、当該高度及び根拠を評価書で説明すること。【指導】</p> <p>(2) 水文環境</p> <p>施設の存在による地下水位の低下について、流出水対策として計画されている雨水浸透施設の設置及び透水性舗装の整備等は、地下水位低下の防止策としても有効なことか</p>	<p>2 全般事項</p> <p>事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最良の技術を導入することにより、環境影響をできる限り回避又は低減すること。[八千代市及び事務局]</p> <p>3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法と結果</p> <p>(1) 大気質</p> <p>施設の稼働に係る排出ガスについて、事業区域は、事業区域周辺より5メートル掘り下げる計画とされているが、有効煙突高の設定の基本となる地盤面の設定方法が不明であることから、評価書に記載すること。</p> <p style="text-align: center;"><新規追加></p> <p>(2) 水文環境</p> <p>施設の存在による地下水位の低下について、流出水対策として計画されている雨水浸透施設の設置及び透水性舗装の整備等は、地下水位低下の防止策としても有効なことか</p>

準備書該当ページ	新	旧
420, 426, 427, 451, 457, 458	<p>ら、これらを環境保全措置に加えること。【指導】</p> <p>(3) 騒音及び超低周波音</p> <p>ア 工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行に係る騒音について、市道 00-122 号線（予定）終点における現況の道路交通騒音が、評価に当たり参考とした値を超過していることを踏まえ、環境保全措置を徹底し、できる限り環境影響の低減を図ること。【答申】</p>	<p>ら、これらを環境保全措置に加えること。</p> <p>(3) 騒音及び超低周波音</p> <p>ア 工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行に係る騒音について、市道 00-122 号線（予定）終点における現況の道路交通騒音が、評価に当たり参考とした値を超過していることを踏まえ、環境保全措置を徹底し、できる限り環境影響の低減を図ること。</p>
445, 447	<p>イ 施設の稼働に係る低周波音（超低周波音を含む。）について、G特性音圧レベル及び1／3オクターブバンド中心周波数の音圧レベルの敷地境界における予測結果が、評価に当たり参考とした値を超過していることを踏まえ、<u>予測地点に事業区域から最も近い住宅を加え</u>、予測及び評価を行うこと。【答申】</p>	<p>イ 施設の稼働に係る低周波音（超低周波音を含む。）について、G特性音圧レベル及び1／3オクターブバンド中心周波数の音圧レベルの敷地境界における予測結果が、評価に当たり参考とした値を超過していることを踏まえ、<u>事業区域から最も近い住宅を予測地点に加え</u>、予測及び評価を行うこと。</p>
555, 557	<p>(4) 土壌</p> <p>事業区域内の地下水において、環境基準を超える鉛や砒素が検出されていることから、工事の実施に当たっては、地下水に含まれる有害物質が周辺に拡散することがないよう、環境保全措置を徹底すること。【答申】</p>	<p>(4) 土壌</p> <p>事業区域内の地下水において、環境基準を超える鉛や砒素が検出されていることから、工事の実施に当たっては、地下水に含まれる有害物質が周辺に拡散することがないよう、環境保全措置を徹底すること。</p>
226	<p>(5) 悪臭</p> <p>ア 方法書に係る知事の意見に対する事業者の見解における、事業区域周辺の悪臭発生施設の調査結果について、</p>	<p>(5) 悪臭</p> <p>ア 方法書に係る知事の意見に対する事業者の見解における、事業区域周辺の悪臭発生施設の調査結果について、</p>

準備書該当ページ	新	旧
526, 528	<p>事業区域から5キロメートル以内に立地している悪臭に係る特定施設11か所の位置及び現地調査結果を評価書に記載すること。【指導】</p> <p>イ 脱臭装置の排出口における臭気濃度について、設定した自主目標値(500)は、活性炭処理方式としては著しく高い値であることから、脱臭装置の性能を踏まえた適切な数値を改めて設定した上で、予測及び評価を行うこと。【答申】</p>	<p>事業区域から5キロメートル以内に立地している悪臭に係る特定施設11か所の位置及び現地調査結果を評価書に記載すること。</p> <p>イ 脱臭装置の排出口における臭気濃度について、設定した自主目標値(500)は、活性炭処理方式としては著しく高い値であることから、脱臭装置の性能を踏まえた適切な数値を改めて設定した上で、予測及び評価を行うこと。</p>
228	<p>(6) 植物、動物及び生態系</p> <p>ア 搬入道路及び多機能な複合施設並びに外部施設(以下「対象外事業」という。)が事業区域内やその周辺の植物、動物及び生態系に影響することを踏まえ、予測及び評価を行ったとされているが、その結果が明示されていないことから、当該結果を評価書に記載するとともに、必要に応じて、改めて予測及び評価を行うこと。【答申】</p>	<p>(6) 植物、動物及び生態系</p> <p>ア 搬入道路及び多機能な複合施設並びに外部施設(以下「対象外事業」という。)が事業区域内やその周辺の植物、動物及び生態系に影響することを踏まえ、予測及び評価を行ったとされているが、その結果が明示されていないことから、当該結果を評価書に記載するとともに、必要に応じて、改めて予測及び評価を行うこと。</p>
600, 601	<p>イ 植物に係る環境保全措置として示されている重要な種の移植について、対象外事業が実施されることを踏まえ、適切な移植地を選定するとともに、ラン科などの移植困難とされる種に関しては、専門家の助言等を踏まえて実施すること。[委員及び事務局]【答申】</p>	<p>イ 植物に係る環境保全措置として示されている重要な種の移植について、対象外事業が実施されることを踏まえ、適切な移植地を選定するとともに、ラン科などの移植困難とされる種に関しては、専門家の助言等を踏まえて実施すること。[委員及び事務局]</p>

準備書該当ページ	新	旧
667 他	<p>ウ 動物に係る重要な種について、スナハラゴミムシ等では、事業区域の周辺に生息環境が広く存在することなどを理由として、生息状況の変化はない又は小さいと予測されているが、事業区域の周辺において対象外事業が実施されることによる生息環境への複合的な影響が懸念されることから、周辺環境の状況の変化を踏まえ、予測及び評価を行うこと。【答申】</p>	<p>ウ 動物に係る重要な種について、スナハラゴミムシ等では、事業区域の周辺に生息環境が広く存在することなどを理由として、生息状況の変化はない又は小さいと予測されているが、事業区域の周辺において対象外事業が実施されることによる生息環境への複合的な影響が懸念されることから、周辺環境の状況の変化を踏まえ、予測及び評価を行うこと。</p>
786, 788	<p>(7) 廃棄物等</p> <p>ア 施工時における発生量の抑制の量について、予測の参考とした工事事例を示すとともに、発生抑制の取組内容を明らかにすること。また、本事業において、当該事例で講じられている発生抑制策の実施を計画している場合には、これを環境保全措置に含めること。【答申】</p>	<p>(7) 廃棄物等</p> <p>ア 施工時における発生量の抑制の量について、予測の参考とした工事事例を示すとともに、発生抑制の取組内容を明らかにすること。また、本事業において、当該事例で講じられている発生抑制策の実施を計画している場合には、これを環境保全措置に含めること。</p>
790	<p>イ 方法書では、施設の稼働時の排出量は選別資源化等による発生抑制や有効利用の内容を検討して予測するとされていたが、検討結果が不明であることから、評価書に記載すること。【指導】</p>	<p>イ 方法書では、施設の稼働時の排出量は選別資源化等による発生抑制や有効利用の内容を検討して予測するとされていたが、検討結果が不明であることから、評価書に記載すること。</p>
799	<p>(8) 温室効果ガス等</p> <p>二酸化炭素の排出量をできる限り削減するため、詳細な設計に当たっては、事業場全体の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等に努めること。【答申】</p>	<p>(8) 温室効果ガス等</p> <p>二酸化炭素の排出量をできる限り削減するため、詳細な設計に当たっては、事業場全体の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等に努めること。</p>

準備書該当ページ	新	旧
<p>817～819</p> <p>該当ページなし</p> <p>該当ページなし</p>	<p>4 監視計画 事後調査について、対象外事業の工事及び供用に伴う影響を可能な限り把握した上で適切に実施すること。【答申】</p> <p>5 その他 (1) 事業の実施に当たっては、関係自治体や周辺住民に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧に説明を行うこと。 [佐倉市] 【答申】</p> <p>(2) 評価書及び事後調査結果をインターネットの利用その他の方法で公表する際には、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。 【答申】</p>	<p>4 監視計画 事後調査について、対象外事業の工事及び供用に伴う影響を可能な限り把握した上で適切に実施すること。</p> <p>5 その他 (1) 事業の実施に当たっては、関係自治体や周辺住民に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧に説明を行うこと。 [佐倉市]</p> <p>(2) 環境影響評価書及び事後調査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。</p>